

福岡女学院看護大学における公的研究費の不正防止への取組に関する指針

学長 片野 光男

本学は、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、「神を畏れ奉仕に生きる良き社会人としての女性を育成する。」ため、教育・研究を遂行することを目的とし、その成果をもって社会に貢献することに努めております。この目的の遂行にあたり、不正行為は決して許されるものではありません。そのため、教育・研究等における不正行為の防止については、自主的かつ積極的に取り組みます。

その中でも公的研究費の使用については、その不正使用等の防止に取り組む指針として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、行動規範を定めた上で、下記の各項目に積極的に取り組むこととします。

1. 大学内の責任体系の明確化を図る。
2. 適正な管理・運営の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定の上実行する。
4. 公的研究費の適正な管理・運営活動を実行する。
5. 情報発信・共有化を推進する。
6. モニタリングの在り方を整備し実施する。